

1. 件名：中国電力株式会社による島根原子力発電所1号炉及び2号炉において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請に関する面談（3）

2. 日時：令和2年8月27日（木）15時05分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階北会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、鈴木安全審査専門職

長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

吉居技術研究調査官、川崎技術参与

中国電力株式会社

電源事業本部 放射線安全グループ マネージャー、他4名

5. 要旨：

中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）に対して、令和2年6月26日に開催した第3回クリアランスに関する審査会合及び令和2年8月3日に実施した面談における原子力規制庁からの指摘事項の回答について、以下のとおり面談を実施した。

(1) 中国電力から、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下について指摘を行った。

○放射化汚染の評価について

- ・中性子束評価に係る機器の寸法及び主要材質が、具体的に機器のどこの部位に対応するのかを説明すること。
- ・低圧タービンの中性子束評価において、高圧タービン等からの影響を一次元モデルであるANISNを用いて考慮するのであれば、その妥当性を示すこと。その際、どこを中性子源としているのかを明確にするとともに、低圧タービンにおける中性子線の測定位置を明確に図示すること。
- ・窒素17濃度の設定について、妥当性が確認できるように説明すること。
- ・構造材の組成のうち濃度が不明な元素について、1000ppmと設定している根拠を説明すること。

○二次的な汚染の評価について

- ・沈着・剥離挙動モデルの妥当性が確認できるように、必要に応じて概念図や基本式を用いて説明すること。

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴うフォールアウトの影響の有無の判断について

- ・バックグラウンドの測定時間及び計算方法を示すこと。
  - ・拭き取り効率として設定した値の根拠を示すこと。
- (3) 中国電力から、今回の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他：

中国電力からの提出資料

- ・放射化汚染の評価について（コメント回答）
- ・二次的な汚染の評価について（コメント回答）
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴うフォールアウトの影響の有無の判断について（コメント回答）

以上